

令和4年4月1日

新宿区内で店舗等賃貸を行っている
中小企業者や個人事業主の皆様

新宿区長 吉住 健一

店舗等賃借人の事業継続を支援するための
家賃減額に関するお願い

新宿区では、新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少している区内事業者の事業継続を引き続き支援するため、賃貸人が店舗等賃借人の事業を継続できるように家賃を減額した場合に、減額した金額の4分の3(上限7万5千円、令和4年4月分～令和5年3月分)を賃貸人に対して助成します。

賃貸人の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない中で、現下の状況をご考慮いただき、店舗等賃借人である区内事業者の事業継続の支援につなげるため、**家賃減額分の一部を新宿区が助成する本制度をご活用いただくことで、店舗等賃借人の家賃減額に特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。**

なお、助成要件等、詳細は新宿区公式ホームページ等でご確認ください。

■ 制度詳細（新宿区公式ホームページ）

http://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_000001_00017.html



《担当 お問合せ先》

新宿区 文化観光産業部 産業振興課 店舗等家賃減額助成申請窓口
新宿区西新宿六丁目8番2号 BIZ 新宿（新宿区立産業会館）4階
電話：03-5273-3554（直通）
FAX：03-3344-0221